

SU21288 直前択一絞込み講座 供託法・司法書士法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
47	肢工 問題	供託物の払渡請求者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証により、その者が本人であることを確認することができる場合は、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。	供託物の払渡請求者が個人である場合において、その者が本人であることを確認することができる運転免許証を提示し、かつ、その写しを添付したときは、供託物払渡請求書に印鑑証明書を添付することを要しない。	21/5
48	肢工 解説	差し替え	供託物の払渡しを請求する者は、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押印した印鑑につき市町村長又は登記所の作成した証明書を添付しなければならない(供託規26 I 本文)。しかし、個人である供託物払渡請求者が供託物の払渡しを請求する場合に、運転免許証、個人番号カード又は在留カードなどを提示し、かつ、その写しを添付したことにより、その者が本人であると確認できるときは、印鑑証明書を添付することを要しない(供託規26 III②)。	21/5